

第 20 回 三重河川流域委員会 議事要旨 (案)

日時：平成 30 年 3 月 29 日 (木) 10:00~12:00

場所：プラザ洞津 高砂の間

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

(1) 規約改定 (資料-1)

- ・ 委員の任期を現状の 2 年から 3 年に改定することを確認された。

(2) 三重四川の平成 29 年 10 月台風第 21 号における出水状況 (資料-2)

- ・ 第 18 回の三重河川流域委員会で鈴鹿川の降水パターンは上中下流で異なるとの説明であったが、今回の台風第 21 号はどのパターンになるか確認されているか
→現時点では評価していないため、今後必要に応じて検討していく。

(3) 宮川水系勢田川台風第 21 号の出水概要と今後の取り組み (資料-3)

- ・ 溢水氾濫とあるが、氾濫の要因は何か
→浸水は内水氾濫が主要因であると分析しているが、一部地域での外水氾濫としては、勢田川では P.10 の縦断面図に示すように、部分的に現況堤防高の低い箇所から溢水した。
- ・ P.7 の浸水家屋数には汁谷川近くの小俣町も含まれているのか
→伊勢市全体の被害であり、小俣町も含まれている。伊勢市 HP によると、床上、床下合わせて小俣町宮前で 180 棟、小俣町元町で 50 棟、合わせて 230 棟の浸水被害があった。
- ・ P.11 の協議会の記述では汁谷川も含まれているが、汁谷川にも注目しているのか
→「勢田川流域等浸水対策協議会」の名称に「勢田川流域等」とあるのは、桧尻川、汁谷川も対象としているためである。この協議会は、国、県及び市が一体となっている。汁谷川流域についても、一体的に取り組んでいく。
- ・ 勢田川は市街地であり、垂直な護岸によって川にアクセスしにくい状況になっている。護岸の整備の際には工夫してもらいたい。
→部分的に階段などが整備されている。今後、宮川水系河川整備計画に基づいて整備を行う際には、利用面にも配慮して検討していく。

- ・ 過去の河崎の整備の際には、川の中から土器が出てきた。河床掘削にあたっては、埋蔵文化財を十分考慮していただきたい。また、包蔵地の指定については、河床までは確認していない。掘削した時に埋蔵物が出てくる可能性があるため、注意して工事してもらいたい
 →工事区間は包蔵地に含まれていないが、留意して工事を進めていく。
- ・ 洪水予測や氾濫解析の検証を行って精度を上げていくこともこれからのソフト対策の一つであろうと思うので宜しくお願ひしたい
 →洪水予測の精度向上については、国土交通省 国土技術政策総合研究所でも検討しているところ。
- ・ 勢田川において、ポンプ排水は河川水位が一定水位を超えると排水できなくなる。内水対策について国（河川管理者）がどこまで関わっていくのか
 →平成 29 年 10 月の台風第 21 号では、内水浸水範囲が非常に大きく、国、県及び市と一体となり取り組むために、勢田川流域等浸水対策協議会を設置した。河川管理者としてできることを協働して効率よく進めていきたい。危機管理型水位計を 3 月に国管理区間の勢田川に設置した。県や市は順次設置していく。ハード・ソフトの両面で連携していく。
- ・ 現在の水防法では、洪水、高潮、内水それぞれの管理者が浸水想定区域図を作成することが定められているが、今後は、洪水、高潮と内水氾濫を一体的に解析して、浸水想定区域図の作成を行い、その浸水想定区域図に基づくハザードマップ等の住民提供を考えていく必要があるのではないかと思う。
- ・ 伊勢市の内水対策の進捗と合わせて桧尻川のポンプ増強も考えていくということ
 →三重県では桧尻川の河川整備を実施していく。その進捗状況によりポンプ増強のタイミングや調整を勢田川流域等浸水対策協議会で議論していく。
- ・ 今後進めていく当面の対策は、河川整備計画の内数であり、第 4 章 第 1 節 第 1 項 (6) 危機管理対策として記載している内容に基づく取組であり、現宮川水系河川整備計画を変更しないということを了承された。

(4) その他（資料－4 事業評価の審議について）

- ・ 平成 30 年度以降、再評価の実施間隔を 3 年から 5 年を基本に改正することについて了承された。

4. 閉会

以上